

靴のラベルを知っていますか？

EUの靴ラベルを制度化

PL法が1995年7月に施行され、各関連産業ではそれぞれに対応策を講じている。靴産業においても製造や卸・小売り店が一体となって「靴の取り扱い説明書」や表示の見直し、あるいは製造工程や検査方法を見直して品質管理の徹底で対応している。さらに現時点で改良不可能な項目についてはデメリット表示で応じるようにしているのが現状である。

ヨーロッパにおいては、EU欧州連合の発足で連合内で商品が自由に流通できるように、商品内容を記号や文字のラベルを統一して表示しようと1994年3月に欧州連合会議で決定された。

ラベル表示により品質情報を消費者に正確で分かりやすく提供し、賢明な消費者行動が得られるようにしたことは、取りも直さず産業の保護という目的にも合致するとして業界も歓迎し、1996年3月から実施された。表示は図のごとく甲部材料、裏材料、底材料と表示すべき各部分を太線で示し、絵表示することになっている。



材料は以下の4種類で表します。



皮革を表し、欧州皮革産業界が規定した定義に当てはまる革のみがこのマークを表示できる。即ち動物本来の繊維組織を持ったままを皮を鞣した革で、表面の仕上げ膜層が0.15mm以下であることが条件。



革に他の素材を張り合わせたり、コーティングしたりした材料で、膜層の厚さが革の厚さ1/3に達しないが0.15mm以上のもの。



天然繊維や合成繊維の織物や不織布を示す。



ゴムやプラスチック等のその他の材料を示す。

ラベルの取付と正確さは製造業者が義務を負うが、輸入品についてはEUの市場に最初に持ち込んだ者にこの責任が生じる。小売り店においても、自分の店で売っている商品は指導要領で定められた適切なラベルがついているか絶えず監視するよう義務づけられている。

靴の種類はシューズ、ブーツ、サンダル、その他スリッパなどと記載されていることから、わが国でいうジョギングシューズは対象外となっている。